

山口県中学校体育連盟規約

1 章 名 称

- 第 1 条 本連盟は山口県中学校体育連盟と称する。
第 2 条 本連盟の事務所は理事長勤務の学校におく。

2 章 目 的

- 第 3 条 本連盟は山口県中学校生徒の体育運動を振興し、体位の向上を図り、スポーツ精神を養い、健全なる心身の発達に貢献するとともに体育に関する研究を行うことを目的とする。

3 章 組 織

- 第 4 条 本連盟は山口県内にある中学校および地域クラブをもって組織し、地域別に支部をおく事を原則とする。

4 章 事 業

- 第 5 条 本連盟は第 3 条の目的達成のため次の事業を行う。
ア 中学校体育に関する研究及び各種会合の開催（体育指導研究会・スポーツ指導講習会など）
イ 中学校生徒の緒体育大会の開催、奨励
ウ 生徒の体育運動に関する諸団体との連絡・調整
エ その他連盟の目的達成に必要な事項

5 章 役 員

- 第 6 条 本連盟に次の役員をおく。会長 1 名 副会長 3 名 調査研究部長 1 名 調査研究副部長 1 名 理事長 1 名 副理事長 2 名 理事若干名 総務若干名 専門委員若干名 監事 2 名 参与若干名
第 7 条 会長、副会長、調査研究部長・副部長、監事は支部長会において推挙する。
第 8 条 会長は本連盟を代表し、諸会議を統括する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
第 9 条 調査研究部長は、中体連研究部の諸活動を統括し、県中体連の抱える課題や各競技専門委員会の要望・中体連事業の中での必要事項について審議し、その結果について各種会議に提出する。副部長は部長を補佐し、部長事故あるときはその職務を代行する。
第 10 条 監事は、会務会計を監査する。
第 11 条 理事は支部の理事長をもってこれにあて、理事会を構成し、理事長、副理事長、専門委員を選出する。
第 12 条 理事長は会務処理の責任者となり、副理事長は理事長を補佐し、理事長事故あるときはその職務を代行する。
第 13 条 専門委員はそれぞれの専門分野にわたり、技術面の運営にあたる。
第 14 条 総務は会長が委嘱し、会務会計の処理にあたり、参与は連盟運営についての諮問に応じ、監事は会計の監査にあたる。
第 15 条 支部長は支部長会を組織し、会長、副会長、調査研究部長・副部長、監事、参与の選出を行う。
第 16 条 支部長および理事の中より、会長、副会長、理事長を出した場合は、これに代わる者を

選出することができる。

第17条 役員の任期は1か年とし、再任を妨げない。補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 章 会 議

第18条 本連盟の会議は総会、支部長会、理事会、専門委員会とする。

第19条 ア 定例総会は毎年、年度初めに開き、役員の選出、予算、決算、事業、規約の審議決定を行う。

会長は、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

イ 総会に支部長、理事および専門委員（各種目2名）の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。ただし、正式委任状をもっての代理出席はみとめる。

ウ 総会の議決は出席者の3分の2以上の同意を必要とする。ただし、総会で同意が得られなかった議案や、その他緊急に重要事項を審議する必要がある議案については、会長が臨時に支部長会を招集する。該当議案の議決は支部長会出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

第20条 支部長会、理事会、専門委員会は、会長が招集する。

7 章 経 理

第21条 本連盟の経費は次にかかげるものであてゑる。事業収入、会費、補助金、寄付金、その他の収入。

第22条 本連盟の会費は、在籍生徒1名につき310円を納入する。

第23条 本連盟の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

付 則

本規約は昭和	23	年	12	月	7	日	これを制定、実施する。
本規約は昭和	30	年	5	月	21	日	これを改正、実施する。
本規約は昭和	33	年	5	月	10	日	これを改正、実施する。
本規約は昭和	39	年	4	月	21	日	これを改正、実施する。
本規約は昭和	41	年	4	月	30	日	これを改正、実施する。
本規約は昭和	42	年	12	月	1	日	これを改正、実施する。
本規約は昭和	44	年	12	月	2	日	これを改正、実施する。
本規約は昭和	48	年	4	月	23	日	これを改正、実施する。
本規約は昭和	52	年	4	月	19	日	これを改正、実施する。
本規約は昭和	53	年	4	月	20	日	これを改正、実施する。
本規約は昭和	56	年	4	月	20	日	これを改正、実施する。
本規約は昭和	57	年	4	月	19	日	これを改正、実施する。
本規約は昭和	59	年	4	月	23	日	これを改正、実施する。
本規約は昭和	63	年	4	月	22	日	これを改正、実施する。
本規約は平成	2	年	4	月	24	日	これを改正、実施する。
本規約は平成	5	年	4	月	25	日	これを改正、実施する。
本規約は平成	10	年	4	月	21	日	これを改正、実施する。
本規約は平成	17	年	4	月	26	日	これを改正、実施する。
本規約は平成	20	年	4	月	24	日	これを改正、実施する。
本規約は平成	24	年	4	月	24	日	これを改正、実施する。
本規約は平成	27	年	4	月	23	日	これを改正、実施する。
本規約は令和	3	年	5	月	14	日	これを改正、実施する。
本規約は令和	5	年	4	月	24	日	これを改正、実施する。